

「特定複合観光施設区域の整備に関する法律案」
(いわゆる「カジノ解禁推進法案」) に反対する会長声明

1. 「特定複合観光施設区域の整備に関する法律案」(いわゆる「カジノ解禁推進法案」、以下、「本法案」という。)が、国際観光産業振興議員連盟(通称「IR議連」)に属する国会議員によって先の通常国会に提出されて継続審議となっている。

本法案は、カジノ施設を含む特定複合観光施設が、観光及び地域経済の発展に寄与すると共に財政の改善に資するとして、かかる施設の推進を積極的に総合的かつ集中的に進めることを目的とするものであり、現在、刑法上の賭博罪に該当する行為として違法とされているカジノを合法化するとともに、カジノ施設を含む特定複合観光施設の設置を推進することを政府の責務とすることを内容としている。

しかし、現在犯罪とされている賭博であるカジノを合法化するような正当な理由はなく、本法案を容認することはできない。

2. そもそも、カジノ施設が設置されれば、①暴力団員その他不適当な者のカジノ施設に対する関与、②犯罪の発生、③風俗環境の悪化、④青少年の健全育成への悪影響、⑤入場者がカジノ施設を利用したことにより受ける悪影響等の様々な弊害発生が予見されるところである(本法案10条参照)。

我が国は既にギャンブル依存者が成人人口の4.8%に当たる536万人(本年8月20日厚労省研究班報告)にも上る世界でも有数のギャンブル大国である。他方で、我が国では治療施設や相談機関の設置、社会的認知への取組みなど、ギャンブル依存症に対する予防や治療体制は他国に比べて極めて不十分であるにも拘わらず、カジノを解禁して依存症になる国民を増やすような危険性のある施策を進めるべきではない。

3. 当会では、本年7月23日付けで「貸金業法規制緩和に反対する会長声明」を発表した。同規制緩和は「多重債務問題改善プログラム」による官民を挙げた取り組みにより多重債務者を減少させ、経済的理由を原因とする自殺者を減少させてきた成果を骨抜きにし、多重債務が社会問題化した時代に逆戻りさせるものであると警鐘をしたところであり、その要因の一つにギャンブルが挙げられるところ、カジノが解禁されれば、多重債務問題を再燃させることになりかねない。

4. 以上のとおり、刑法により禁止された賭博であるカジノを解禁し、推進する本法案について、当会は、ここに反対の立場を表明すると共に、本法案の速やかな廃案を求める。

2014年(平成26年)10月6日
大阪司法書士会 会長 中谷 豊重